

届出事項変更届

ホームページ用

長崎三菱信用組合 御中

001 本店営業部 002 木鉢支店 007 深堀支店
008 浜町支店 009 滑石支店 012 住吉支店
013 諫早支店 016 東長崎支店 100 本部

次のとおり届出事項を変更しますので届出します。
なお、変更事項については全営業店分を変更してください。
振出日（または引受日）が変更日以前の手形・小切手については変更前のままで支払ってください。

1. 変更後の届出事項

変更後のおところをご記入ください。
お届印欄は当組合とのお取引にご使用されているいずれかのご印鑑を「お届印」欄に押印下さい。
届出事項変更届および変更後のご住所が記載された公的書類（下記2欄参照）をりょうしん窓口へご提出いただくか、りょうしん宛名をホームページより取得し封筒へ貼付のうえ、ご郵送ください。
※お届印・氏名変更等は、本用紙でお取扱できませんので、りょうしん窓口にてお手続き願います。

届出日	平成	年	月	日
ご住所	〒 — TEL 携帯 — —			
ご氏名	フリガナ （明・大・昭・平 年 月 日生・設立）			
お勤め先 または ご職業	TEL — —			
当座預金の場合 本届出での手形・小切手は【平成 年 月 日】振出（引受）分から使用します。				

2. 変更事項

該当番号を○で囲んでください。	添付していただく書類（下記以外の書類の提出をお願いすることもあります。）
1. 住所変更	下記①・②・③記載のいずれかの書類
	①新住所の記載された、運転免許証・運転経歴証明書（写真付のもの）・旅券（パスポート）・個人番号カード（マイナンバー取得不可のため表面の写し）・各種福祉手帳・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書など顔写真が貼付されたもの。
	②上記①の顔写真が貼付されたものがない場合、新住所が記載された各種年金手帳・各種健康保険証・母子健康手帳・取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書などおよび他の本人確認書類（下記③の書類等）または、公共料金領収証等の補完書類の提示。 ※印鑑登録証明書については、6ヶ月以内に作成されたものに限りします。
2. 電話番号変更	上記①②③の書類等不要

【お願い】

- お届けの際は、通帳・証書・印章等を提出してください。（郵送で住所・電話番号の変更手続きの際、通帳等の提出不要です。）
- 氏名変更でキャッシュカードをお持ちのお客様は、新氏名でのカードを発行しますので旧カードを提出してください。
- 少額貯蓄非課税制度・財産形成貯蓄非課税制度をご利用のお客様は、別途「非課税貯蓄異動申告書」「財産形成非課税貯蓄異動申告書」を提出してください。
- 公共料金等の口座振替をご利用のお客様は、変更事項を当該企業（団体）にもお届けください。
- 国債、投信、保険等の預かり資産商品をご契約のお客様は、別途変更届を提出してください。（国債取引で、特別非課税制度をご利用のお客様は「特別非課税貯蓄異動申告書」を提出してください。）
- 保証付ローンをご利用のお客様は、別途保証会社宛ての変更届を提出いただく場合があります。

届出事項変更届

ホームページ用

長崎三菱信用組合 御中

001 本店営業部 002 木鉢支店 007 深堀支店
008 浜町支店 009 滑石支店 012 住吉支店
013 諫早支店 016 東長崎支店 100 本部

次のとおり届出事項を変更しますので届出します。
なお、変更事項については全営業店分を変更してください。
振出日（または引受日）が変更日以前の手形・小切手については変更前のままで支払ってください。

1. 変更後の届出事項

変更後のおところをご記入ください。
お届印欄は当組合とのお取引にご使用されているいずれかのご印鑑を「お届印」欄に押印下さい。
届出事項変更届および変更後のご住所が記載された公的書類（下記2欄参照）をりょうしん窓口へご提出いただくか、りょうしん宛名をホームページより取得し封筒へ貼付のうえ、ご郵送ください。

※お届印・氏名変更等は、本用紙でお取扱できませんので、りょうしん窓口にてお手続き願います。

届出日 平成 28年 10月 1日		ご記入日を記載してください。		新住所・電話番号を記載してください。	
ご住所	〒 850-0061	TEL 095-812-3456	お届印		
	携帯 090-1234-5678				
長崎県長崎市水の浦町△△番××号		鮮明に押印願います。			
ご氏名	フリガナ リョウシン タロウ				
	菱信 太郎				
(明・大・昭・平 1年 1月 1日生・設立)					
お勤め先 または ご職業	TEL 095-865-4321 〇〇〇〇 (株)				

当座預金の場合 本届出での手形・小切手は【平成 年 月 日】振出（引受）分から使用します。

2. 変更事項

該当番号を○で囲んでください。	添付していただく書類（下記以外の書類の提出をお願いすることもあります。）
1. 住所変更	下記①・②・③記載のいずれかの書類
	①新住所の記載された、運転免許証・運転経歴証明書（写真付のもの）・旅券（パスポート）・個人番号カード（マイナンバー取得不可のため表面の写し）・各種福祉手帳・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書など顔写真が貼付されたもの。
	②上記①の顔写真が貼付されたものがない場合、新住所が記載された各種年金手帳・各種健康保険証・母子健康手帳・取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書などおよび他の本人確認書類（下記③の書類等）または、公共料金領収証等の補完書類の提示。 ※印鑑登録証明書については、6ヶ月以内に作成されたものに限りします。
	③上記①②以外の新住所の記載された住民票の写し（マイナンバー取得不可の為記載ないもの）・住民票の記載事項証明書（マイナンバー取得不可の為記載ないもの）・印鑑登録証明書・戸籍謄本・抄本（戸籍の附表の写しが貼付されているもの）・官公庁から発行・発給された書類の場合は、当組合より住所変更手続き完了の書類などを郵送し、到着したことを確認することにより、本人確認事項を確認させていただきます。 ※住民票の写し・住民票の記載事項証明書・印鑑登録証明書・戸籍謄本・抄本（戸籍の附表の写しが貼付されているもの）については、6ヶ月以内に作成されたものに限りします。
2. 電話番号変更	上記①②③の書類等不要

添付書類にご注意ください。
①添付書類1つのみ
②添付書類＋補完書類
または
添付書類＋他の本人確認書類
③添付書類＋転送不要郵便

②の例
・健康保険証＋公共料金領収証書等
・健康保険証＋年金手帳
・健康保険証＋住民票

・マイナンバー取得不可の為、個人番号カードは表面のみの写し（裏面の写しは禁止）
・住民票の写し及び住民票の記載事項証明書は、マイナンバーの記載がないものを貼付ください。

住民票の写し・住民票の記載事項証明書・印鑑登録証明書・戸籍謄本・抄本（戸籍の附表の写しが貼付されているもの）については、6ヶ月以内に作成されたものに限りします。

【お願い】
・お届けの際は、通帳・証書・印章等を提出してください。（郵送で住所・電話番号の変更手続きの際、通帳等の提出不要です。）
・氏名変更でキャッシュカードをお持ちのお客様は、新氏名でのカードを発行しますので旧カードを提出してください。
・少額貯蓄非課税制度・財産形成貯蓄非課税制度をご利用のお客様は、別途「非課税貯蓄異動申告書」「財産形成非課税貯蓄異動申告書」を提出してください。
・公共料金等の口座振替をご利用のお客様は、変更事項を当該企業（団体）にもお届けください。
・国債、投信、保険等の預かり資産商品をご契約のお客様は、別途変更届を提出してください。
（国債取引で、特別非課税制度をご利用のお客様は「特別非課税貯蓄異動申告書」を提出してください。）
・保証付ローンをご利用のお客様は、別途保証会社宛ての変更届を提出いただく場合があります。

りょうしんへの宛名

右にある切り取り線の部分に沿って、宛先を切り取ってください。

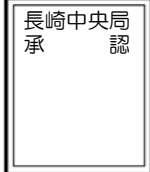
その後、長形3号（長3）封筒の表面に貼付していただき、必要書類を封筒に入れたうえで、郵送してください。

キ リ ト リ

850-8790



料金受取人払郵便



差出有効期間
平成32年3月
31日まで



長崎三菱信用組合

経営管理本部 行

長崎県長崎市水の浦町一番二号